

各府省庁からの提出資料

第5回まち・ひと・しごと創生本部
平成27年4月3日(金)

第5回まち・ひと・しごと創生本部 報告資料

平成27年4月3日

総務省

「移住・交流情報ガーデン」の開設

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞
ワンストップ支援窓口

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(仕事情報)
- ・農林水産省(就農支援情報) 等

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



(ガーデン館内)



(3/28開催 移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

全国移住ナビ (ラウンドホームページのイメージ)

全国移住ナビ

移住・交流情報ガーデンの案内

✉ ご意見・ご提案 ? よくあるご質問

自然と暮らす... 街で暮らす...

自分に合った暮らし探し

～好きな自治体を見つけて、移住を考えてみよう!～

ようこそ
全国移住ナビへ

内閣総理大臣
安倍 晋三

お気に入り
リスト

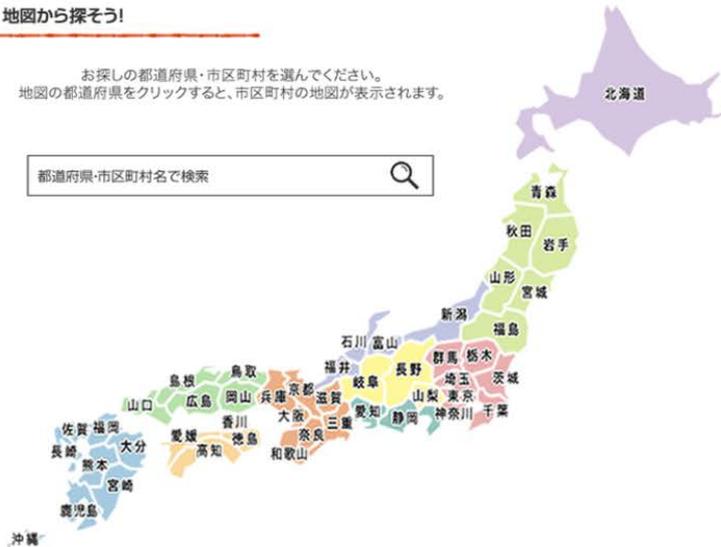
- 仕事 8
- 住まい 9
- 動画 13

探してみよう! ～いろいろ検索～

地図から探そう!

お探しの都道府県・市区町村を選んでください。
地図の都道府県をクリックすると、市区町村の地図が表示されます。

都道府県・市区町村名で検索



こだわり観光情報から探してみる

見る、遊ぶ、食べる...
観光情報からお気に入りの場所を見つけよう

観光情報から探す →

体験談から探してみる

移住の先輩方から学ぼう

体験談から探す →

暮らしをイメージしよう!

仕事から探してみる

気になる地域の仕事をいろいろな
条件から検索できます

希望条件から仕事を探す →

住まいから探してみる

気になる地域の物件をいろいろな
条件から検索できます

希望物件から住まいを探す →

生活環境・ 交通から探してみる

気になる周辺施設を地図上から検索できます

生活環境・交通から探す →

動画で探そう!～3分でわかる素敵な地方の魅力～

今日の自治体



〇〇県〇〇市

地域に根差した、穏やかな暮らし



〇〇県〇〇市

温泉と自然が身近にある田舎暮らし



〇〇県〇〇市

定年後に農業を始めてみませんか



〇〇県〇〇村

農業を楽しもう。いい土地と水がある村

都道府県・市区町村名からも探せます



おすすめ項目から動画を探す



お気に入りリスト ～全国からあなたが選んだ気になる自治体～

[お気に入りリストへ](#)

気になる自治体:仕事・住まい・自治体のページから追加してください。

〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市

気に入った自治体:動画のページから追加してください。

〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市

全国の自治体からのお知らせがあります。知りたい内容をクリックしてください

移住セミナーのお知らせ	地域おこし協力隊等のお知らせ	祭り・定期イベント情報	特別な催しのお知らせ	教育・医療などの暮らしの強み
2015年 01月18日 (日)	【〇〇県】	首都圏等 T 技術者と〇〇県 T 企業との交流会を開催します。		
2015年 01月17日 (土)	【〇〇県】	「カフェかがわセミナー」を〇〇で開催します！		
2015年01月16日 (金)	【〇〇県】	来たれ、技術人！〇〇県ものづくり企業魅力発見cafe & 合同面接会を開催します！！		
2015年01月11日 (日)	【〇〇県】	「〇〇県移住相談会&企業面談会」を開催します！		

地域を選んで

全国 ▼

一覧へ

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援
 - ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
 - ③ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 隊員数を28年度までに3,000人に！

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

※各年度の特別交付税ベース

※26年度の隊員数のカッコ内は、名称を統一する「田舎で働き隊」の隊員数(118名)とあわせた隊員数である。

隊員の
約4割が
女性

隊員の
約8割が
20歳代と30歳代

任期終了後、
約6割が
同じ地域に定住
※H25.6末調査時点

下村大臣提出資料

第5回まち・ひと・しごと創生本部
平成27年4月3日(金)

＜将来予測＞

- ・ 今後10～20年程度で、47%の仕事が自動化
- ・ 小学校に入学した子供の65%は大学卒業後、今存在しない職業に就職
- ・ 頭脳労働までもがコンピュータにより代替

＜今後の教育の在り方＞

- ・ 社会に出たあとも学び続け、新たに必要とされる知識や技術を不断に身に付けること
- ・ 仕事以外の時間を創造的、生産的に過ごすための学びの機会を提供

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

＜方向性・理念＞

- ◎ 生涯で何度でも、学び中心の期間を持つ人生サイクルを実現
- ◎ 大学等を若者中心の学びの場から全世代のための学びの場へ
- ◎ 社会全体で学びを支援

＜具体的な取組＞

- 大学、専修学校等は社会人等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進。大学等における実践的・専門的プログラムの認定、奨励する仕組みを構築。
- 大学等でのe-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進。放送大学において、資格関連科目の増設、オンライン授業科目の開設等を推進。
- 社会人の学びに対する経済的支援のため、日本学生支援機構の奨学金や教育訓練給付金制度の活用推進。社会人等のニーズに合った更なる方策を検討し、支援を充実。
- 教育行政と労働、福祉行政の連携を一層強化。事業主の協力も得て、一旦仕事を離れ、あるいは、仕事と両立しながら学んだり、子育てや介護に従事中やそれを終えた後も学び続けたりできるようにするための支援策などを検討。
など

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

＜方向性・理念＞

- ◎ 多様性(ダイバーシティ)を認め合う社会へ
- ◎ これまでの考え方にとらわれない意識や仕組みの転換を行う

＜具体的な取組＞

- 女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供を推進。大学における保育環境の整備、休学期間や在学期間の弾力的な運用を推進。
- 高齢者の活躍支援のため、シニア層向けの教育プログラムの提供を推進。ミドル・シニア社員等が現役中から地域活動に参画できる仕組みづくりを推進。

- 障害のある子供が可能な限り障害のない子供と共に教育を受けられるよう、特別支援教育、育支援員等の充実、教員の専門性の向上等を推進。
- 不登校、中退、ニート等の若者への支援を強化。フリースクールなどにおける多様な学びへの対応を含めた抜本的な不登校等への対策。中退者に対する学び直し支援を充実。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、夜間補充教室などの学習支援の取組を支援、促進。子供の成長段階に応じた経済的支援を充実。

など

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

<方向性・理念>

- ◎ 「教育」の力で地域を動かす
- ◎ 小中学校等で、地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
- ◎ 地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

<具体的な取組>

- 子供たちが、一定期間、地方での集団生活や自然体験などの豊かな体験活動を行えるよう、長期滞在型を含む豊山漁村体験活動を支援。
- 地方にある大学等への進学、地元企業への就職等を行う者を対象に、奨学金の優先枠（地方創生枠（仮称））を設けたり、返還額を軽減したりする措置を講じる。入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、大都市圏における入学定員超過の適正化について検討。
- コミュニティ・スクールの拡大のため、制度面の改善や財政面の措置も含め、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組むための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。
- 過疎地域等では、学校の間を活用して、地域住民の生涯学習や健康、福祉等に関する機能をも集積していくことが考えられることを踏まえ、その仕組みの在り方について検討し、取組を進める。
- 高齢者が大学の近隣等に居住し、医療・生活支援サービスを受けながら、大学での生涯学習等に参加できるコミュニティ（日本版大学連携型CCRC（Continuing Care Retirement Community））を形成することについて検討し、モデル事業等を通じて全国展開。
- 地域スポーツコミッション等の活動を促進し、障害者スポーツを含め、スポーツ大会やアスリートなどのスポーツ資源を活用した地方創生の取組を推進。
- 新たに「日本遺産」を認定する仕組みの創設、劇場、音楽堂等における文化芸術活動の活性化など、文化資源を活かした地方創生を推進。

など

厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン について

平成27年4月3日



厚生労働省

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対するサポートプランの位置づけ

雇用制度・雇用対策に関する 取組方針

- ・地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
- ・地方への人材還流、人材育成
- ・地域産業の競争力強化 など

少子化対策に関する 取組方針

- ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備）
- ・子ども・子育て支援の充実 など

医療・介護、福祉サービスの 基盤整備に関する 取組方針

- ・中山間地域等における「小さな拠点」(多世代・多機能型拠点)の形成
- ・大都市圏における安心な暮らしの確保 など

総合戦略

厚労省の方針



- 都市部にはない、都市部とは違った魅力ある働き方、生活面でのメリットを提供と実質可処分所得の地域別モデルケースの作成
- 地域固有の比較優位性を備えた競争力のある産業分野の選定
- 地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援、人材の能力開発支援、魅力ある職場作り支援

など

- 第1子、第2子、第3子の壁それぞれの課題の整理・分析と対策
- 施策の進捗と育児のしやすい環境の「見える化」
- 各地域の出生順位ごとの出生率推計値の分析と他の地域との比較
- 施設や人材の合理化・効率化への対応
- 企業等の少子化対策の推進へのさらなる参画
- 先駆的な取り組みの分析と普及

など

- 福祉サービスの融合。そのさらなる推進と担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討する省内検討チームの設置
- 健康づくりを意識したソーシャルキャピタルの活用やまちづくり
- 地域支援事業の一環としての移動支援策
- 地域医療連携推進法人や地域医療介護総合確保基金、ヘルスケアリートの活用

など



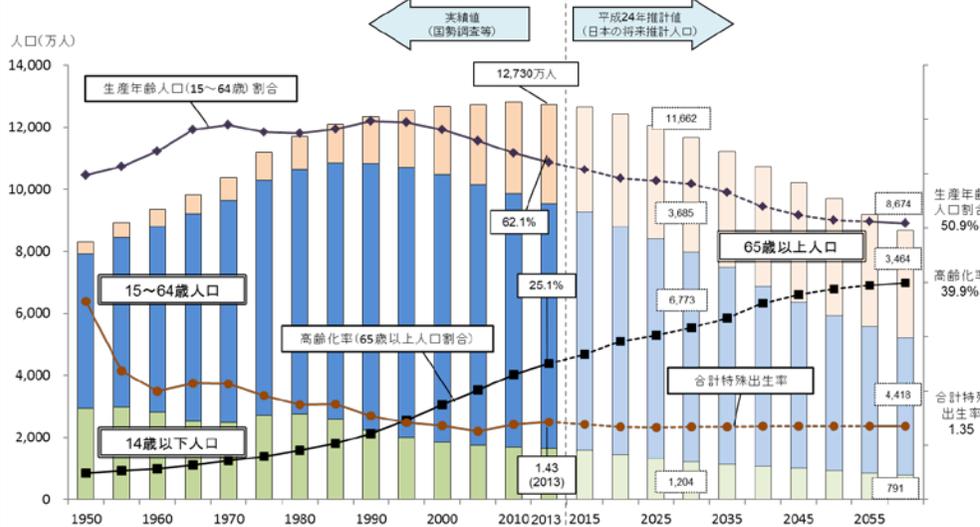
地方自治体が「地方版総合戦略」を作成する際のコンサルテーションを実施

- 地方創生コンシェルジュの任命、活用
- 省内に検討チームを創設。引き続き、福祉サービスの融合等について議論

厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン

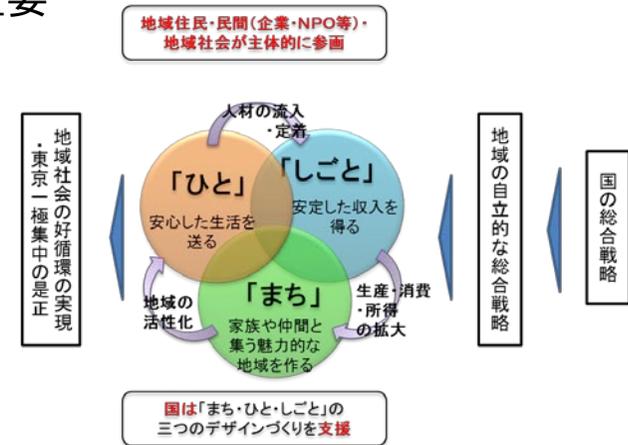
予想される将来像と基本的考え方

- 急速に少子高齢化が進行し、2060年には人口が8,674万人まで減少し、高齢化率は2013年の25.1%から2060年には39.9%となると推計。労働力人口も大幅に減少
- 人口減少の状況は地域によって大きく異なる。
- 東京圏への若年層の人口移動が生じており、医療・介護ニーズの大幅な増大とこれによる施設や人材の不足などの問題も生じる。
- 人口減少克服・地方創生という構造的な課題に対処するためには、国と地方が、国民とともに今後の見通しや基本認識を共有しながら総力をあげて取り組むことが重要



自立性、多様性のある地方社会の創生に向けた取組

- 地方に「しごと」をつくり、地方へ「ひと」を呼び込み、「ひと」の暮らしを支える「まち」が活性化する好循環・相乗効果が重要
- これまでの施策が具体的効果を生み出せなかった原因を詳細に吟味し、その上で個別施策の羅列ではなく、個々の施策が有機的に関連づけられることが必要
- 地域づくりの担い手としては、市民が主体的に参加する非営利法人や商店街、町内会といった地域組織、営利企業、公的機関等が総出で取り組むことを考える必要
- 取組にあたっては、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に沿った対応やPDCAサイクルの確立が極めて重要



雇用制度・雇用対策に関する取組方針



総論

- ①地域を牽引できる産業・雇用創出を図る一定規模の地域とその周辺地域、②人手が不足している中で地域を維持するための産業・雇用創出を図る地域に大別して考える必要
- 地方中核都市に成長力のある産業・企業を誘致するためには、優秀な人材を確保することが必要
- 地域に人材が定着するためには、地域の強みや特性を活用して、都市部にはない、都市部とは違った魅力ある働き方、生活面でのメリットを提供し、それをアピールすることを考える必要
- 生活面でのメリットについては、実質可処分所得の地域別モデルケースを作成し、地方で暮らすことでどれだけ家計的に豊かになるかを示すことも一つの方策

産業・雇用創出

- 各自治体は、地域固有の比較優位性を備えた競争力(強み)のある産業分野を選定し、育成することが求められる。
- 地域に産業を興し、知識や人材を集積させていくために、地域の産業・雇用創出をマネジメントするための「産官学金労」やボランティア等が連携した組織を整備することが必要
- 地域の魅力を発信することで、国境を越えて、アジアも含めた海外資本や大学で働く研究者等の高度人材等の「ヒト・モノ・カネ」を呼び込み、地域の活性化につなげることも考えられる

人材確保・人材育成



- 人材政策にフォーカスし、地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援、人材の能力開発支援、魅力ある職場作り支援等に取り組むことが重要
- 人口減少が著しい自治体においては、医療、介護、福祉分野など地域の住民サービス基盤の維持が課題。このため、医療、介護、福祉分野における人材確保に喫緊に取り組む必要

多様な働き方の確保



- 地域で産業を興し、必要な人材を確保するためにも、様々な背景や価値観を持った人々が持てる能力を存分に発揮できる環境の整備が不可欠
- 高齢者、障害者、若者、女性等多様な人材が定着して活躍できるよう、魅力的な働き方やライフスタイルなどを実現するべく、当事者のニーズも把握しながら検討することが必要

少子化対策に関する取組方針

総論

- 安心して結婚や出産・子育てを行うことができる経済的基礎をつくることが重要
- 少子化対策を進めるに当たっては、第1子の壁、第2子の壁、第3子以降の壁として現状分析した上で課題を整理し、それぞれの対策を講じることが重要
- 少子化施策に係る様々な指標をレーダーチャートのようにデータ化して他都市との比較を行うなど、施策の進捗と育児のしやすい環境を「見える化」し、若い世代の移動の指標にしていくことが重要
- 地域で少子化対策を検討するに当たっては、各地域で出生順位ごとの出生率推計値を分析し、各自治体が他の地域と比較することも考えられる。

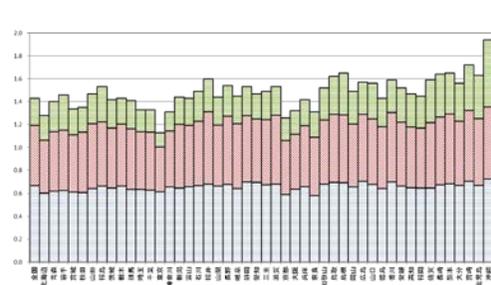
子育て支援

- まずは、各自治体は、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援新制度のサービスを効果的に組み合わせることが求められる。
- 企業とも連携した受け皿整備を進めることが必要
- 保育需要のピークは平成29年と推計されており、保育所や保育士が余剰となる可能性も想定される中で、施設や人材の合理化・効率化に対応できるようにすることも考慮すべき
- 人口減少に歯止めをかけることは、企業等経済界にとってもメリットが大きいものであり、企業等が少子化対策の推進にさらに積極的に参画することを促す取組も検討すべき

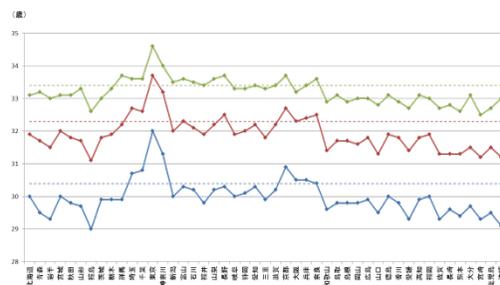
ワークライフバランス

- 企業と連携したワークライフバランス実現に向けた取組を実施することが必要
- 「パパクオータ制度」の導入を働きかけるなど、男性の育児休業の取得促進に向けた施策が必要
- くるみんやプラチナくるみん取得企業について、自治体としてその周知及び支援を行うための方策を検討

都道府県別にみた出生順位ごとの出生率推計値(2013年)



都道府県別にみた出生順位ごとの母の平均年齢(2013年)



医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

総論

- 生活基盤としての医療、介護、福祉といった生活支援サービスが備わった「まち」が人々の暮らしを支えることが必要
- 人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性等にも勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要。その更なる推進方策とともに、福祉サービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを厚生労働省に設置
- 移動のための支援は、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築と連携しながら、整備していくことが必要
- 地域支援事業の一環として、「福祉有償運送」のスキームを活用することなどにより、社会福祉法人等による移動支援サービス等の提供を支援
- 都会から地方へ移住し、健康で生き生きとした生活を送りたいという希望をもつ高齢者の支援が必要

多世代交流・多機能型福祉拠点



医療・介護

- 安心して暮らすことができる「住まい」を提供することを前提に、その安心を支える見守りなどの「生活支援」やそれぞれの状態に応じた「予防」・「医療」・「介護」が有機的に連携して提供されるシステムを、コンパクトシティの形成とも連動して、構築することが必要
- 医療計画や介護保険事業計画と地方版総合戦略を連携させていくことが重要
- いわゆるスマートウェルネスシティの構築といった、健康づくりを意識したソーシャルキャピタルの活用やまちづくり
- サービスの提供体制の連携・再編等の地域医療連携推進法人や地域医療介護総合確保基金の活用と高齢者向け住宅や病院を対象とするヘルスケアリートの活用

福祉

- 福祉サービスの融合化を進めることにより、各サービスがコーディネートされ、ワンストップでサービス提供できる体制を構築することが必要
- 中山間地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を「小さな拠点」として集約することが重要

林大臣提出資料

第5回まち・ひと・しごと創生本部
平成27年4月3日(金)

新たな食料・農業・農村基本計画について

施策推進の基本的な視点

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として**食料・農業・農村施策の改革を着実に推進**

基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保

食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化

需要や消費者視点に立脚した施策の展開

農業の担い手が活躍できる環境の整備

持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開

新たな可能性を切り拓く技術革新

農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

中長期的な情勢の変化の見通し

食料・農業・農村をめぐる情勢

高齢化や人口減少の進行

世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展

社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化

農地集積など農業・農村の構造変化

多様な可能性(国内外の新たな市場、ロボット技術等)

東日本大震災からの復旧・復興

評価と課題

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定

今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年3月決定 基本計画

平成17年3月決定 基本計画

平成22年3月決定 基本計画

おおよそ5年ごとに見直し

食料自給率の目標

- 食料自給率目標は**実現可能性を考慮**して設定
【カロリーベース】 【生産額ベース】
39%(H25) → 45%(H37) 65%(H25) → 73%(H37)

食料自給率の目標

- ・食料消費の見通し
- ・生産努力目標
- ・総合食料自給率(カロリーベース、生産額ベース)
- ・飼料自給率

- **食料自給力指標を初めて公表**

食料自給力(食料の潜在生産能力)

- ・食料自給力指標
- ・食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

農林水産研究基本計画

農業構造の展望

魅力ある農山漁村づくりに向けて

農業経営等の展望

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

- **食品の安全確保**と、食品に対する**消費者の信頼の確保**に向けた取組の推進
- **食育の推進**と**国産農産物の消費拡大**、「和食」の**保護・継承**の推進
- 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、**6次産業化**、**農林水産物・食品の輸出**、**食品産業の海外展開**等を促進
- 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、**総合的な食料安全保障を確立**

農村の振興

- **多面的機能支払制度**、**中山間地域等直接支払制度**の着実な推進や**鳥獣被害への対応強化**
- 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「**集約とネットワーク化**」など**地方創生**に向けた取組の強化
- **都市農村交流**、**多様な人材の都市から農村への移住・定住**等の促進

農業の持続的な発展

- **力強く持続可能な農業構造の実現**に向けた**担い手の育成・確保**、**経営所得安定対策**の着実な推進
- **女性農業者が能力を最大限発揮**できる環境の整備
- **農地中間管理機構のフル稼働**による担い手への**農地集積・集約化**と**農地の確保**
- 構造改革の加速化や国土強靱化に資する**農業生産基盤の整備**
- **米政策改革**の着実な推進、**飼料用米等の戦略作物の生産拡大**、**農業の生産・流通現場の技術革新**等の実現
- **気候変動への対応**等の推進

東日本大震災からの復旧・復興

- 農地や農業用施設等の**着実な復旧**等の推進
- **食品の安全を確保**する取組や**風評被害の払拭**に向けた取組等の推進

団体の再編整備

- **農協改革**や**農業委員会改革**の実施
- 農業共済団体、土地改良区の**在り方について**、**関連制度の在り方**を検討する中で、**検討**

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出

魅力ある農山漁村づくりに向けて ～ 都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現～

集落間の結び付きを強める

【拠点への機能集約とネットワーク化の強化】

診療所、福祉施設等の生活サービスの提供の拠点を基幹集落に集約し、周辺地域とネットワークでつないだ「拠点+ネットワーク」を形成



京都府南丹市美山町平屋地区 拠点+ネットワーク

【地域の暮らしを支える取組】

民間団体等が高齢化した農家のサポートや集落が担ってきたコミュニティ機能を補完



新潟県上越市櫛池地区 庭先集出荷

都市住民とのつながりを強める

【都市と農山漁村の結び付き】

一過性のブームに終わらない積極的な都市と農山漁村の交流



群馬県川場村 世田谷区との交流を促進

【多様なライフスタイルの選択肢の拡大】

地域の仕事や暮らしに関する情報を豊富に提供し、農山漁村への移住・定住や二地域居住、Uターンを促進



移住・定住等の促進イメージ



※ 魅力ある農山漁村の概念図であり、地域の特徴に応じて様々な配置が考えられます。

農山漁村にしごとをつくる

【「地域内経済循環」のネットワーク構築】

地域に埋もれた未利用資源を発掘し、域外に流出していた価値を域内に再投資



岡山県真庭市 真庭バイオマス産業都市のイメージ

【社会的企業(ソーシャル・ビジネス)の活躍】

地域資源の活用等により小さなビジネスを営みつつ、民間主体で地域の課題解決に取り組み、地域コミュニティを活性化



島根県雲南市 地元の農産物を加工

【女性の担い手・社会経験を積んだ者の活躍】

マーケティング・経理事務など農山漁村に不足する能力を補強し、地域経済の発展に寄与



京都府京丹後市 チャレンジつねよし百貨店

宮沢大臣提出資料

第5回まち・ひと・しごと創生本部
平成27年4月3日(金)

地域での中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けた環境整備

●背景

地域の需要の減退

- ・人口減少と高齢化
- ・国内外での競争激化



地域の活力の減退

- ・事業者数の大幅減少
- ・地域の雇用の喪失

●法案のコンセプト

地域の経済・雇用の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な発展のための環境整備

A. 地域での金融機能の強化

○危機対応時における商工中金の機能強化・ガバナンス強化を図るとともに、地域の新たな経済・雇用の担い手たる特定非営利活動法人の資金調達の円滑化を図る。

B. 地域の需要の掘り起こし

○域内での需要の起点となる中小企業の商品・サービスに対する域内外の需要を掘り起こす。

C. 地域での経営の円滑な承継

○遺留分特例の親族外承継への拡充や、親族内承継時の共済金の引上げなどの事業承継施策の充実を図る。

●措置事項の概要

A. 商工中金・信用保険法

(1) 株式会社商工組合中央金庫法の改正

株式会社商工組合中央金庫が株式会社日本政策金融公庫法に基づく指定金融機関として引き続き危機対応業務が的確に行えるよう、所要の措置を講じる。

(2) 中小企業信用保険法の改正

現行法の中小企業者及び小規模企業者の定義規定に、新たに特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人を追加する等の措置を講じる。

B. 中小企業需要創生法

※臨時国会提出法案を再度提出

(1) 官公需法の改正

創業間もない中小企業の官公需への参入を促進するべく、新規中小企業者に対する国等の契約の基本方針の作成等の措置を講じる。

(2) 地域資源法の改正

「ふるさと名物」をテコに消費者嗜好を捉えた商品開発・販路開拓を行うべく、地域産業資源活用支援事業計画の創設等の措置を講じる。

(3) 中小機構法の改正

上記措置を補完する情報提供業務の追加等。

C. 承継円滑化法

(1) 経営承継円滑化法の改正

後継者が親族外承継の場合においても、遺留分減殺請求権の対象財産から当該後継者が引き継いだ株式等を除外等する。また、後継者の定義規定を改正する等の措置を講じる。

(2) 小規模企業共済法の改正

親族内での事業承継や役員の後任に係る共済金の引上げを行うとともに、利便性向上のための申込金規定の削除等の措置を講じる。

(3) 中小機構法の改正

経営承継円滑化に関する助言業務の追加等。

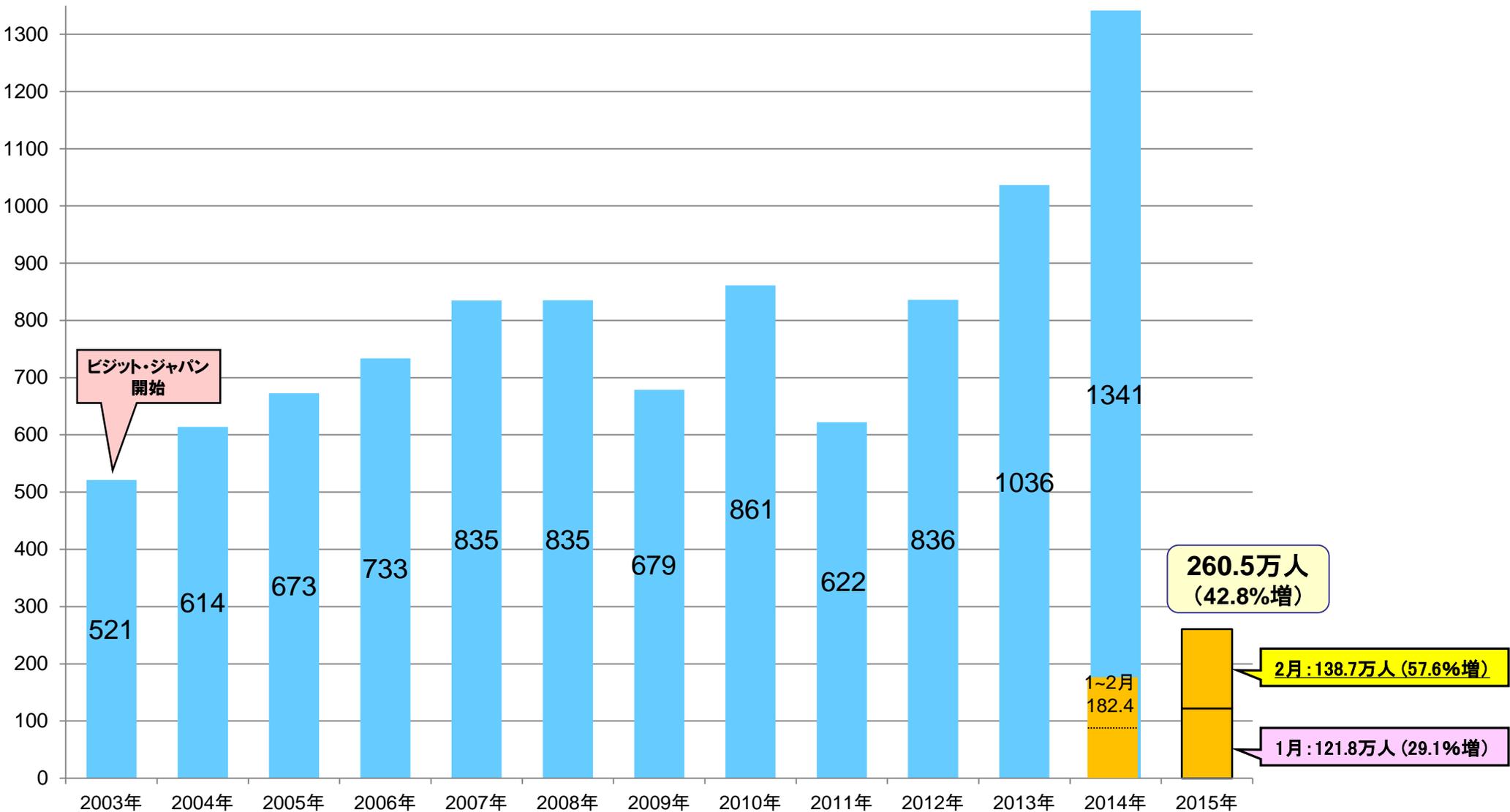
太田大臣提出資料

第5回まち・ひと・しごと創生本部

平成27年4月3日

訪日外国人旅行者数の推移

万人



注) 2013年以前の値は確定値、2014年の値は暫定値、2015年1月～2月の値は推計値、%は対前年(2014年)比

出典: JNTO(日本政府観光局)

まち・ひと・しごと総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

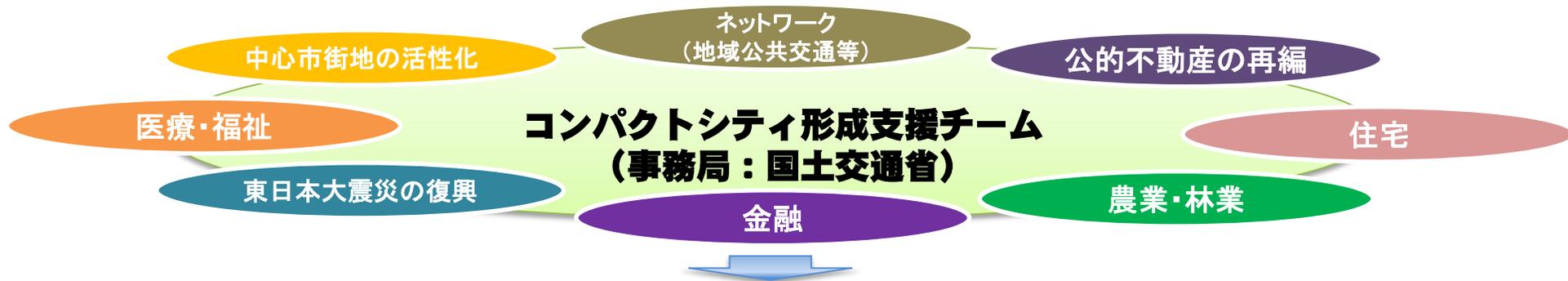
主な政策パッケージ

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- 都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要。
- 都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。
- 関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設け、強力な支援体制を構築。
- 2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、地域公共交通網形成計画の策定総数100件を目指す。

関係省庁をあげて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援



- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 国の制度・施策へのフィードバック

- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 政策に関する情報発信